

令和8年度向け入札・契約制度の改正及び運用の見直しについて

1 入札制度の改正

・ 工事に係る年間発注見通しの公表範囲の合理化

建設物価の上昇等を踏まえた公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律施行令の改正を受け、令和8年度から、公表する工事の概算額の下限を引き上げます。

(金額は税込)

現行		令和8年度から	
WTO対象		WTO対象	
10億円以上	WTO対象未満	10億円以上	WTO対象未満
4億円以上	10億円未満	4億円以上	10億円未満
1億円以上	4億円未満	1億円以上	4億円未満
5,000万円以上	1億円未満	5,000万円以上	1億円未満
2,500万円以上	5,000万円未満	2,500万円以上	5,000万円未満
250万円超	2,500万円未満	400万円超	2,500万円未満

※ 測量・設計等及び物品は、現行どおりです。

(測量・設計等)

WTO対象	
1,000万円以上	WTO対象未満
250万円超	1,000万円未満

(物品)

WTO対象

2 等級格付制度の運用の見直し

・ 工事の等級格付申請における技術職員名簿の確認の簡素化

工事の等級格付申請で提出する技術職員名簿（経営事項審査に係る申請書類の1つ）の写しについて、申請者の負担軽減及び審査の効率化のため、令和10年度（9年秋申請）から、経営事項審査時点の技術者・資格のみで評価します。

	現行	令和10年度（9年秋申請）から
申請書類	<p>経営事項審査の申請時に添付した技術職員名簿の写し</p> <p>※ 経審に係る審査基準日（決算日）から10月末までに採用・資格取得があった場合は、技術者経歴書〔追加用〕で追加</p> <p>※ 経審に係る審査基準日（決算日）から10月末までに退職等があった場合は、抹消線で技術者を削除</p>	<p>経営事項審査の申請時に添付した技術職員名簿の写し</p> <p>※ <u>経審に係る審査基準日（決算日）時点</u></p> <p>※ <u>経審に係る審査基準日（決算日）時点</u></p>

3 入札制度の運用の見直し

(1) 工事の積算内訳書での労務費等の明記（法改正済み）

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の改正(令和7年12月施行分)を受け、工事の積算内訳書に材料費・労務費・建退共掛金・法定福利費・安全衛生経費の記載が必要となっていますので、漏れのないようにしてください。

※ 行の挿入が困難である場合等は、余白又は別紙に記載しても差し支えありません。

(土木積算基準における積算内訳書の例（関係部分抜粋））

改正前（従来）	改正後（現行）
直接工事費	直接工事費
	<u>うち材料費</u>
	<u>うち労務費</u>
共通仮設	共通仮設
共通仮設費	共通仮設費
共通仮設費（率計上）	共通仮設費（率計上）
純工事費	純工事費
現場管理費	現場管理費
	<u>うち法定福利費の事業主負担額</u>
	<u>うち建退共制度の掛金</u>
工事原価	工事原価
	<u>うち安全衛生経費</u>
一般管理費等	一般管理費等
工事価格	工事価格
消費税及び地方消費税相当額	消費税及び地方消費税相当額
工事費計	工事費計

(建築・設備積算基準における積算内訳書の例（関係部分抜粋））

改正前（従来）	改正後（現行）
直接工事費	直接工事費
	<u>うち材料費</u>
	<u>うち労務費</u>
共通費	共通費
共通仮設費	共通仮設費
現場管理費	現場管理費
	<u>うち建退共制度の掛金</u>
	<u>工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額</u>
	<u>工事原価のうち安全衛生経費</u>
一般管理費等	一般管理費等
工事価格	工事価格
消費税及び地方消費税相当額	消費税及び地方消費税相当額
工事費	工事費

(2) 工事の労務費ダンピング調査の実施

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の改正(令和7年12月施行分)を受け、令和8年4月公告分から、一部の工事で労務費ダンピング調査を実施します。

調査の対象	予定価格(税込) 4億円を超える工事	
調査の方法	営繕以外の工事	受注者の積算内訳書の直接工事費が、当局の設計内訳書の直接工事費×0.97を下回った場合に、その理由を聴取します。
	営繕工事	受注者の積算内訳書の直接工事費が、当局の工事内訳書の直接工事費×0.9×0.97を下回った場合に、その理由を聴取します。
調査後の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 受注者が説明した理由が合理的でないと認めた場合や、受注者が理由の聴取に応じない場合は、受注者に対し、合理的理由なく労務費を削減しないよう要請するとともに、国土交通省(建設Gメン)に情報提供します。 	

(参考) 他のダンピング対策

低入札調査基準価格、失格基準価格	<ul style="list-style-type: none"> 入札金額が低入札調査基準価格を下回った場合は、調査(辞退可) <ul style="list-style-type: none"> → 契約内容に適合した履行がされると認めた場合は、契約(契約保証金の引上げ、前払金限度額の引下げ、中間前払金の除外、技術者の追加配置、同じ種目の一定期間の入札参加制限あり) → 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合は、入札無効 入札金額が失格基準価格を下回った場合は、入札無効
最低制限価格	<ul style="list-style-type: none"> 入札金額が最低制限価格を下回った場合は、入札無効

(3) 工事(予定価格(税込) 5千万円以上)の配置技術者の複数候補を落札後直ちに1人に特定する報告の合理化

工事(予定価格(税込) 5千万円以上)の入札においては、入札時点で配置技術者を特定できない場合には、その候補を3名まで提出でき、落札した場合には、直ちに1名に特定して当局に報告することとしています。

落札者の負担軽減のため、令和8年度から、配置技術者を1人に特定する報告は契約締結時までに行うように変更します。

現行	令和8年度から
落札決定後直ちに任意様式を用いてFAX又は持参により報告 (入札時の候補者のうちの1人であることを当局で確認)	契約締結時まで任意様式を用いてFAX又は持参により報告 (入札時の候補者のうちの1人であることを当局で確認)

4 契約制度の運用の見直し

・ 測量・設計等に係る電子契約の対象の拡大

手続のデジタル化を推進するため、令和8年度から、測量・設計等に係る電子契約の対象金額を拡大します。

対象	現行	令和8年度から
工事	一般競争入札で予定価格（税込）が1億円を超える契約	一般競争入札で予定価格（税込）が1億円を超える契約【変更なし】
測量・設計等	一般競争入札で予定価格（税込）が <u>1億円を超える契約</u>	一般競争入札で予定価格（税込）が <u>5千万円を超える契約</u>
物品等	一般競争入札（WTO協定適用 ^注 ）による契約 注 1 契約当たりの金額がWTO協定適用対象額となるものに限ります。	一般競争入札（WTO協定適用 ^注 ）による契約【変更なし】 注 1 契約当たりの金額がWTO協定適用対象額となるものに限ります。

※ 対象とする入札方法、電子契約サービスについての変更はありません。

※ 工事の現場代理人等通知書等の契約関係書類は、従来どおり書面（紙）で御提出ください。